

石狩湾新港灯浮標等点検業務処理要領

1. 業務期間 契約締結日の翌開庁日 ～ 令和3年12月15日

点検時期については、6月及び11月の2回実施。

各部品交換は、6月点検時に行うことを原則とする。

なお、部品の納期等により、6月での交換が難しい場合は、業務担当員と別途協議すること。

2. 業務内容
- 1) 点検内容は、別表（灯浮標点検表、標識灯点検表）に従って灯浮標、防波堤標識灯の状態を点検するとともに、異常を発見したときは、その原因及び復旧方法について検討し報告すること。
なお、点検の際に発見した容易に修繕できる損傷等については、点検時に修繕を行うものとする。
 - 2) 点検を行う時は、事前に点検の日時及びその内容について、業務担当員と打合せを行うこと。
また、点検の日時又はその内容を変更する場合も同様とする。
 - 3) 本要領に定めがない事項については、その都度業務担当員と打合せの上業務を進めること。

3. 業務

報告 点検実施後提出する業務報告書には、必要な写真類を添付して1部提出すること。

6月点検分については、7月10日まで、11月点検分については、12月10日までに提出すること。

灯浮標点検表

項 目		点 検 方 法	備 考	
灯 具	1	点滅器点検	日光弁受部を覆って、正常点滅動作を確認する。	
	2	LED灯ろう交換	交換周期により交換する。	
	3	灯ろう点検	レンズカバーに汚れガードの破損がないか確認する。	
	4	配 線	コネクターの劣化（腐食）が無いか確認する。	
電 源	5	電 池	交換周期により交換する。 太陽電池の状況に異常が無いか確認する。	
	6	電池ケース	各端子、配線の腐食、破損がないか確認する。	
標 体	7	標 体	外観に異常が無いか確認する。	
	8	塗 装	周期的に再塗装する。	
	9	清 掃	付着海生物を除去する。	
	10	防 食 板	交換周期により交換する。または、異常減耗時に交換する。	
	11	係 留 索	交換周期により交換する。または、異常減耗時に交換する。	
特 記	* 交換は新替とする（年1回6月実施）			

標識灯点検表

項 目		点 検 方 法	備 考
灯 具	1	点滅器点検	日光弁受部を覆って、正常点滅動作を確認する。
	2	LED灯ろう交換	交換周期により交換する。
	3	灯ろう点検	レンズカバーによごれ、破損がないか確認する。 Oリングを交換周期により交換する。 レンズ及び標体の清掃を行う。
電 源	4	電 池	交換周期により交換する。
	5	配 線	各端子、配線の腐食、破損がないか確認する。
	6	標 体	外観に異常が無いか確認する。
特 記	* 交換は新替とする。（年1回6月実施）		